

5. 品目別の推計方法（30年度以降）

1. 穀 類

(1) 米

1) 内 地 米

- (a) 政府管理米、自主流通米及び生産者保有米の需給実績の合計であり、政府管理米は「政府需給実績」、自主流通米は「自主流通実績」、生産者保有米は食糧庁「生産者の米穀現在高等調査」の結果である。
- (b) 輸出量は、「政府需給実績」による貸付米を含む数量である。
- (c) 在庫の増減量は、政府・生産者及び民間流通業者（集荷業者、卸売業者）の在庫の増減量である。
- (d) 国内消費仕向量欄、飼料用欄の下段の数値は、過剰米処理に伴う飼料用の政府売却数量で外数である。
- (e) 加工用は、酒類・みそ等への仕向量である。
- (f) 減耗量は、国内消費仕向量から飼料用・種子用及び加工用を差し引いた数量の2%とした。
- (g) 国内生産量から粗食料までは玄米であり、純食料以下は精米である。
- (h) 純食料以下の（ ）内は、菓子・穀粉を含まない主食用の数値である。

2) 準内地米・外米・碎米

- (a) 政府管理米の需給実績であり、民間流通業者（卸売業者、小売業者）の在庫の増減は僅少であるので計上していない。
- (b) 輸入の実態が大部分精米であるので、精米以外の輸入米も精米に換算し、すべて精米表示とした。
- (c) 加工用は、酒類・みそ等への仕向量である。
- (d) 純食料以下の（ ）内は、菓子・穀粉を含まない主食用の数値である。

(2) 小麦・大麦・裸麦

- (a) 政府管理麦・民間自由流通麦・生産者保有麦の合計の需給実績であり、「政府需給実績」、食糧庁「生産者の麦現在高等調査」等の結果である。
- (b) 輸出量は、食糧庁資料による民間業者の「小麦粉、小麦粉製品および精麦」の輸出量の玄麦換算数量であり、輸入量は、「政府需給実績」のほか、民間業者分についても食糧庁資料による。

- (c) 在庫の増減量は、政府・生産者及び玄麦加工業者（製粉工場・ビール工場・精麦工場等）の在庫の増減量である。
- (d) 加工用は、小麦についてはしょうゆ・グルタミン酸ソーダ・でん粉等、大麦はビール等、裸麦はみそ等への仕向量である。
- (e) 減耗量は、国内消費仕向量から飼料用・種子用及び加工用を差し引いた数量の3%とした。
- (f) 国内生産量から粗食料までは玄麦であり、純食料以下は小麦については小麦粉であり、大麦・裸麦は精麦である。

(3) 雑 穀

- (a) ここに採用している品目は、えん麦・とうもろこし・あわ・ひえ・きび・そば・らい麦・こうりゃんの8品目である。
- (b) 41年度以降の国内生産量には、らい麦・こうりゃんの生産量は含まれていない。
- (c) 在庫の増減量は、とうもろこし・こうりゃんの配合飼料工場等の在庫の増減量とそばの流通業者の在庫の増減量であり、前者は残差方式で算出した。
- (d) 飼料用は、品目ごとに以下のような方法で算出した。
 - (i) 国内産のとうもろこしは、都道府県の報告値から算出した。
 - (ii) 国内産のあわ・ひえ・きびは、国内消費仕向量から種子用を控除した数量の50%を飼料用とした。
 - (iii) 国内産のえん麦・らい麦は、種子用以外の全量を飼料用とした。
 - (iv) えん麦・らい麦の飼料用の輸入は、全量を飼料用とした。
 - (v) あわ・ひえ・きびの輸入は、国内消費仕向量の80%を飼料用とした。
 - (vi) とうもろこし及びこうりゃんの飼料用は飼料需給表計上の数量を飼料用とした。
- (e) 種子用は、各年度の品目別作付面積と品目別単位当たり播種量により算出した。ここに用いた10アール当たり播種量は、農林省農蚕園芸局（農産課）資料によるえん麦 3.94kg、とうもろこし 3.94kg、あわ 1.02kg、ひえ 0.75kg、きび 1.13kg、そば 5.63kg、らい麦 5.66kg、こうりゃん 2.61kg である。
- (f) 加工用は、品目ごとに以下のような方法で算出した。
 - (i) 国内産とうもろこしは、都道府県の報告値から算出した。
 - (ii) 国内産あわ・ひえ・きびは、国内消費仕向量から種子用を控除した数量の10%とした。
 - (iii) 輸入とうもろこしは、飼料用以外（その他用）の輸入のうちの加工用関税割当数量を計上した。

(iv) 輸入のあわ・ひえ・きび及びこりゃんは、飼料用以外（その他用）の輸入数量の10%を計上した。

(g) 減耗量は、品目ごとに国内消費仕向量から飼料用、種子用及び加工用を差し引いた数量の3%とした。

2. い も 類

(a) 国内消費仕向量の内訳は、すべて都道府県からの報告値である。

3. で ん 粉

(a) ここに採用している品目は、かんしょでん粉・ばれいしょでん粉・小麦でん粉・コーン・スターチ・その他のでん粉である。

(b) 計測期間は、でん粉年度（その年の10月から翌年9月まで）である。ただし48年度以降は会計年度である。

(c) 在庫の増減量は、政府在庫分と市中在庫分の合計である。

(d) 加工用は、繊維・製紙・ビール等への仕向量である。

4. 豆 類

(1) だ い ず

(a) 計測期間は38年度までは会計年度であり、39年からは暦年である。

(b) 種子用は各年度の作付面積と単位当たり播種量により算出した。この計算に用いた10アール当たり播種量は農林省農蚕園芸局（畑作振興課）資料による6.0kgである。

(c) 加工用は、搾油・みそ等への仕向量である。

(d) 減耗量は、国内消費仕向量から飼料用・種子用及び加工用を差し引いた数量の1.5%とした。

(2) その他の豆類

(a) ここに採用している品目は、えんどう・そらまめ・いんげんまめ・あずき・ささげ・りよくとう・らっかせいの7品目である。

(b) 飼料用は、国内生産量の10%とした。

(c) 種子用の計算は、各年度の品目別作付面積と単位当たり播種量により算出した。この計算に用いた10アール当たり播種量は、農林省農蚕園芸局（畑作振興課）資料によるえんどう7.0kg、

そらまめ 9.0kg、いんげんまめ 8.0kg、あずき 4.5kg、ささげ 6.0kg、らっかせい 8.0kg である。

(d) 加工用は、らっかせいの搾油向け数量である。

(e) 減耗量は、国内消費仕向量から飼料用、種子用及び加工用を差し引いた数量の 3%とした。

5. 野 菜

(a) ここに採用している品目は「緑黄色野菜」として、かぼちゃ・とうがらし・ほうれんそう・にんじん・ピーマン・パセリの 6 品目、「その他の野菜」として、きゅうり・しろりり・露地メロン・すいか・なす・とまと・いちご・きゃべつ・はくさい・その他のつけな・ねぎ・たまねぎ・だいこん・かぶ・ごぼう・さといも・れんこん・たけのこ・青さやえんどう・未成熟そらまめ・未成熟とうもろこし・えだまめ・青さやいんげん・温室メロン・セルリー・カリフラワー・アスパラガス・レタスの 28 品目、計 34 品目である。なお一般的には、ねぎ・アスパラガス・レタス・その他のつけなは、「緑黄色野菜」に分類されるが、わが国における現状では、ねぎは白ねぎが、アスパラガスではホワイトが、レタスでは玉ちしゃが圧倒的に多く、また、その他のつけなも漬物にするとカロチンが著しく減少して基準量以下になるので、これらは「その他の野菜」に分類した。

なお、「再掲」欄で分類した「果菜類」とは、かぼちゃ・とうがらし・ピーマン・きゅうり・しろりり・露地メロン・すいか・なす・とまと・いちご・青さやえんどう・未成熟そらまめ・未成熟とうもろこし・えだまめ・青さやいんげん・温室メロンの 16 品目、「うち果実的果菜」とは、露地メロン・すいか・いちご・温室メロンの 4 品目、また「葉茎菜類」とは、ほうれんそう・パセリ・きゃべつ・はくさい・その他のつけな・ねぎ・たまねぎ・たけのこ・セルリー・カリフラワー・アスパラガス・レタスの 12 品目、「根菜類」とは、にんじん・だいこん・かぶ・ごぼう・さといも・れんこんの 6 品目である。

(b) 国内生産量は、調査精度の向上に伴って統計上の増減量が生じたため、30年までさかのぼってリバイスした推計値を採用した。従って農林省の公表数値とは合致しない。

(c) 計測期間は、収穫量の年産区分が原則として収穫年次（暦年）となっているため、暦年とした。

(d) 輸出は、とうがらし・すいか・とまと・たまねぎ・だいこん・アスパラガス等であり、輸入は、とまと・たまねぎ・たけのこ・青さやえんどう等であり、これらのびん詰・かん詰・乾燥ものなどはすべて生鮮換算して計上してある。また輸出入の計測期間も暦年である。

(e) 減耗量は、品目別にそれぞれの減耗率で計算した品目別減耗量の合計値である。

(f) 純食料は、品目別にそれぞれの歩留りで計算した品目別純食料の合計値である。

6. 果 実

- (a) ここに採用している「その他の果実」は、なつみかん・ネーブルオレンジ・その他かんきつ・ぶどう・日本梨・西洋梨・もも・おうとう・びわ・かき・くり・うめ・バナナ・パイナップル・スイートアーモンドの15品目である。
- (b) 国内生産量は、野菜と同様、調査精度の向上に伴って、統計上の増減量が生じたため、30年までさかのぼってリバイスした推計値を採用した。従って農林省の公表数値とは合致しない。
- (c) 計測期間は、収穫量の年産区分が原則として収穫年次（暦年）となっているため、暦年とした。
- (d) 輸出は、みかん・りんご・なし等であり、輸入はその他かんきつ・ぶどう・もも・かき・くり・バナナ・パイナップル・スイート・アーモンド等であり、これらのビン詰・かん詰・乾燥ものなどは、すべて生鮮換算して計上してある。また、輸出入の計測期間も暦年である。
- (e) 加工用は、ぶどう（輸入干ぶどうを含む。）のぶどう酒向け数量である。
- (f) 「その他の果実」の減耗量は、品目別にそれぞれの減耗率で計算した品目別減耗量の合計値である。
- (g) 「その他の果実」の純食料は、品目別にそれぞれの歩留りで計算した品目別純食料の合計値である。

7. 肉 類

- (a) ここに採用している「その他の肉」は、馬・めん羊・やぎ及びうさぎの肉である。
- (b) 国内生産量のうち、牛・馬・豚・めん羊・やぎの肉は厚生省公衆衛生局の調査結果である。
- (c) 鯨肉の計測期間は、暦年である。
- (d) 鯨肉および「その他の肉」のうさぎの肉はすべて正肉であるが、これ以外の肉は、生産から粗食料までは枝肉であり純食料からは正肉である。従って後者の輸入ものも粗食料以前はすべて枝に国換算して計上してある。
- (e) 減耗量は鯨肉についてはないものとし、これ以外の肉は国内消費仕向量の2%とした。

8. 鶏 卵

- (a) 国内生産量は、45年度以降は農林省統計情報部の公表値であるが、44年度以前は、年間産卵個数に鶏卵1個の重量を乗じて算出した。なお、年間産卵個数は野菜・果実と同様、調査精度の向上に伴って統計上の増減量が生じたため、30年度までさかのぼって、リバイスした推計値を採用した。

- (b) 輸入の液卵及び粉卵は、からつき卵に換算して計上してある。
- (c) 種子用（この場合は種卵用）は、ふ化率を43年度以降は65%、44年度は70%、45年度以降分については75%として、ひな発生羽数から計算した。
- (d) 減耗量は、国内消費仕向量から種子用を差し引いた数量の2%とした。

9. 牛乳及び乳製品

- (a) 生乳単位による需給と、乳製品向け生乳が製品となってからの乳製品単位による需給の2本建てとしている。ただし、乳製品の在庫の増減量と輸出入量は、生乳に換算して乳製品向け生乳の需給にも計上してある。
- (b) 農家自家用生乳とは、酪農家の飲用と子牛ほ育用生乳である。
- (c) 全脂れん乳及び全脂粉乳は無糖・加糖の合計値である。
- (d) 輸入飼料用脱脂粉乳及び輸入学童給食用脱脂粉乳のうち、飼料用に向けられたものは、この需給表の輸入量から除いてある。また、加工貿易品及びその他の特殊枠も輸出入量から除いてある。
- (e) 減耗量は、飲用向け生乳は国内消費仕向量の1%、乳製品向け生乳は加工減耗を含めて国内消費仕向量の3%とした。

10. 魚 貝 類

- (a) ここに採用している品目は、魚類・貝類・その他の水産動物（いか・たこ・えび等）及び海産ほ乳類（いるか・しゃち・あしかなど。ただし、鯨は除く。）のすべてである。
- (b) 塩干・くん製・その他、かん詰、飼肥料ともすべて製品生産量を原魚量に換算して計上してある。
- (c) 計測期間は暦年である。
- (d) 輸出入量も生産品目ごとに原魚換算率により、原魚量に換算して計上してある。
- (e) 歩留りは、多くの魚種について資料がないため、各年度ごとに年間50千トン以上の漁獲量のあ
る魚種について、その魚種別粗食料をウエイトとして歩留りの加重平均値を算出し、この率を生鮮
冷凍・塩干・くん製・その他及びかん詰に適用した。
- (f) 栄養計算に用いる単位当たり栄養成分量は、上記(e)の魚種について、その魚種別純食料をウエイ
トとして単位当たり栄養成分量の加重平均値を算出し、これを生鮮・冷凍・塩干・くん製・その他
及びかん詰に適用した。

11. 海 草 類

- (a) ここに採用している品目は、海産草類のすべてである。
- (b) 計測期間は暦年である。
- (c) 乾燥歩留り20%を乗じて乾燥重量に換算して計上してある。
- (d) 栄養計算に用いる単位当たり栄養成分量は、こんぶ・わかめ・のりの3品目について、その純食料をウエイトとして単位当たり栄養成分量の加重平均値を算出し、これを全体に適用した。

12. 砂 糖 類

- (a) 輸出には、輸出かん詰等に使用された砂糖を含んでいる。
- (b) 在庫の増減量は、市中在庫分の合計である。
- (c) 粗糖の加工用は、精糖向けであり、含みつ糖の加工用は再製糖向けである。また、精糖の加工用は、医薬用・たばこ用であり、糖みつの加工用は、酒造用・アルコール用・グルタミン酸ソーダ用等である。
- (d) 減耗量は、精糖は40年度までは国内消費仕向量の1.3%、41年度以降は0.8%、含みつ糖は国内消費仕向量の0.5%、糖みつは同じく1.0%とした。

13. 油 脂 類

- (a) 植物油脂の「その他」は、サフラワー油・ひまわり油・こめぬか油・とうもろこし油・からし油・オリーブ油・落花生油・ごま油・綿実油・カボック油・パーム油・パーム核油・シヤナット油等であり、動物油脂の「その他」は、豚脂・羊脂・その他獣脂等であり、非食用であるあまに油・ひまし油・桐油および抹香鯨油は含まれていない。
- (b) 計測期間は、38年度までは会計年度であり、39年以降は暦年である。
- (c) 輸出入量には、マーガリン・ショートニング等の加工油脂の輸出入も原油換算のうえ、計上してある。
- (d) 在庫の増減量は、原油ベースの製油工場の在庫の増減量である。
- (e) 飼料用は、吸着飼料用で、すべて牛脂に計上した。
- (f) 加工用は、一般工業用（たとえば、石けん・塗料・印刷用インク等）への仕向量である。
- (g) 減耗量は、国内消費仕向量から飼料用及び加工用を差し引いた数量の0.6%とした。
- (h) 歩留りは、原油から精製油への換算値で、植物油脂の「その他」、動物油脂の「その他」は、上記(a)の品目別歩留りの加重平均値である。

14. み そ

- (a) 工業生産、農家自家生産及びその他の生産（たとえば農協等における生産）を含む需給である。
- (b) 計測期間は、暦年である。
- (c) 在庫の増減量は、工業生産における工場の在庫増減量である。
- (d) 減耗量は、30年は国内消費仕向量の3%、45年は0.3%とし、この間は流通構造の変化を考慮して決定した。

15. し ょ う ゆ

- (a) 工業生産、農家自家生産及びその他の生産（たとえば農協等における生産）を含む需給である。
- (b) 計測期間は、暦年である。
- (c) 在庫の増減量は、工業生産における工場の在庫増減量である。
- (d) 減耗量は、30年は国内消費仕向量の3%、45年は0.3%とし、この間は流通構造の変化を考慮して決定した。
- (e) $1\text{cc} = 1\text{g}$ として計算してある。

[参 考]

1. その他の食料

- (a) ここに採用している品目は、現在統計的には握できるグルタミン酸ソーダ・カカオ豆・脱脂大豆、くず米・はちみつ・やぎ乳・しいたけ・なめこ・松茸及び林野副産物のたけのこ・栗である。

2. 酒 類

- (a) ここに採用している品目は清酒・合成清酒・しょうちゅう・ビール及びその他酒類である。
- (b) 在庫の増減量は、工場在庫分と流通在庫分の合計である。
- (c) 減耗量は、国内消費仕向量の0.3%とした。